

別表（第 21 条関係）

1 介護予防相当サービス

（1）介護予防訪問介護相当サービス

サービス単位は、国が定める予防給付の単位による。

（2）介護予防通所介護相当サービス

サービス単位は、国が定める予防給付の単位による。

2 緩和した基準によるサービス

（1）訪問型サービス A

月額
820 単位
加算・減算については、緩和基準のサービスのため設けない。

（2）通所型サービス A

月額
1159 単位
加算・減算については、緩和基準のサービスのため設けない。

3 一単位当たりの単価：10 円

4 事業対象者につき、給付管理の上限額は、予防給付の要支援 1 の限度額を目安として行う。